

定期報告が必要な建築物・建築設備等・昇降機等

(令和元年6月25日以降)

特定建築物

| | 用途 | 対象用途の位置・規模（いずれかに該当するもの） |
|---|---|--|
| (1) | 劇場、映画館、演芸場 | ①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④当該用途が地階にあるもの（100㎡超） |
| (2) | 観覧場（屋外観覧場は除く）、 公会堂、集会場 | ①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの（100㎡超） |
| (3) | 病院、診療所 ※1、旅館、 ホテル、共同住宅 ※2、 寄宿舎 ※3、 <u>就寝用途の児童福祉施設等</u> 助産施設、乳児院、障害児入所 施設、助産所、盲導犬訓練施 設、救護施設、更生施設、 <u>老人 短期入所施設その他これに類す るもの</u> ※4、養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、軽費老人 ホーム、有料老人ホーム、母子 保健施設、障害者支援施設、福 祉ホーム、 <u>障害福祉サービス</u> を行う事業所 ※5 | ①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ③当該用途が地階にあるもの（100㎡超） ※1 2階以上の部分に患者の収容施設があるものに限る。 ※2 サービス付き高齢者向け住宅に限る。 ※3 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループ ホーム、障害者グループホームに限る。 ※4 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、 小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型 居宅介護の事業所を含む。 ※5 自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。 |
| (4) ※6 | 体育館、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳場、 スポーツの練習場 | ①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②当該用途の床面積が2000㎡以上のもの ※6 学校に附属するものを除く。 |
| (5) | 百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店、 飲食店、物品販売業を営む店舗 | ①当該用途が3階以上の階にあるもの（100㎡超） ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が3000㎡以上のもの ④当該用途が地階にあるもの（100㎡超） |
| ※ 【共通】 建築基準法別表第一(イ)欄の用途に供する部分の床面積が200㎡以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外です。 | | |

※ 本紙に記載された事項は神奈川県が所管する市町村域について適用されるものです。

※ 令和5年12月15日 本紙のタイトルを内容に整合するように修正。

定期報告が必要な建築物・建築設備等・昇降機等

(令和元年6月25日以降)

特定建築設備等

| 種別 | 対象 |
|------|---|
| 建築設備 | <p>排煙設備（排煙機を設けたものに限る） 非常用の照明装置（予備電源内蔵型を除く）</p> <p>※ いずれも定期報告対象建築物に設けられたものに限ります。</p> |
| 防火設備 | <p>定期報告対象建築物に設けられた随時閉鎖式の防火設備 以下に掲げる用途のうち、床面積が 200 m² を超える建築物に設けられた随時閉鎖式の防火設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・ 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・ 寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・ 就寝用途の児童福祉施設等 <p>※ 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーは対象外です。</p> |
| 昇降機 | <p>エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機</p> <p>※ いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※ 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。</p> |
| 工作物 | 観光用エレベーター・エスカレーター、遊戯施設 |

定期報告の時期 ※原則として毎年の報告です。

| 報告対象 | 分類、備考 | 報告時期 |
|--------------|----------|---------------------|
| 建築物 | 初回の報告 | 対象となった日から1年後の月 |
| | 2回目以降の報告 | 前回報告の1年後の同じ月 ※1 |
| 建築設備 防火設備 | 初回の報告 | 建築物の報告と同じ月 |
| | 2回目以降の報告 | 前回報告の1年後の同じ月 |
| 昇降機 | 初回の報告 | 検査済証の交付を受けた日から1年後の月 |
| 工作物 | 2回目以降の報告 | 前回報告の1年後の同じ月 |

※1 建築物の維持保全が適切に行われているもの（既存不適格を除く要是正の指摘がないもの。建築設備、防火設備がある場合はその報告内容も含む。）については、次回の建築物の定期報告は2年以内で県が指定する月となります。ただし、建築設備、防火設備は毎年の報告です。

※ **【共通】調査日・検査日から3ヶ月以内に報告してください。** その際、要是正の項目はできる限り是正した上で、報告してください。

※ 本紙に記載された事項は神奈川県が所管する市町村域について適用されるものです。

※ 令和5年12月15日 本紙のタイトルを内容に整合するように修正。